

# 住民監査請求監査

(地方自治法第242条)

(平成23年9月)

東大阪市監査委員



東大阪監第938号

平成23年9月5日

請 求 人 様

東大阪市監査委員 岩 崎 久 市

同 中 西 昇

同 河 野 啓 一

同 笹 谷 勇 介

住民監査請求にかかる監査結果について（通知）

平成23年7月8日付けで受理しました住民監査請求（受付第719号・第720号・第721号・第722号・第723号）にかかる監査結果について地方自治法第242条第4項の規定により別紙のとおり通知します。



## 第 1 監査の請求

### 1 請求人

(略)

### 2 請求書の提出

平成 23 年 7 月 8 日

### 3 請求の要旨

請求人より提出された請求の要旨(原文)は、次のとおりである。

#### (1) 請求の要旨

東大阪市は以下に述べるとおり、部落解放蛇草地区消費生活協同組合に対し、市有財産を事実上無償で貸与したり、多額の金員を貸し付けた上、返済を受けないまま放置するなど異常な財務管理を続けている。

自治体の行財政運営は、公正・公平に行われるべきであり、特定の民間団体に対する不正な対応は、東大阪市民として到底納得できるものではない。

したがって、東大阪市監査委員においては、以下の 3 項目の各事実について厳正に調査を行った上、東大阪市長野田義和に対し、東大阪市の損害回復、及び今後の取引差し止めのための適切な措置を行うよう勧告することを求める。

#### 第 1 市有財産の使用料を徴収しないまま放置している

- 1 東大阪市は部落解放蛇草地区消費生活協同組合(以下、「組合」という。)に対し、下記のとおり、産業施設 2 ヶ所について使用許可決定を行い、現在に至るまで組合が産業施設の使用を継続している。

#### 記

##### 施設 1

使用許可開始時期 不明

使用料 月額 11,992 円(平成 6 年 6 月時点のもの。その後変更あり。)

所在地 東大阪市長瀬町 3 丁目 8 番 北蛇草高層住宅 23 号棟

種類 事業所

名称 東大阪市営蛇草第 4 事業所

番号 第 8 号

## 施設 2

使用許可開始時期 不明

使用料 月額 20,500 円（平成 7 年 7 月時点のもの。その後変更あり。）

所在地 東大阪市長瀬町 3 丁目 8 番 北蛇草高層住宅 23 号棟

種類 事業所

名称 東大阪市営蛇草第 4 事業所

番号 第 7 号

2 しかし、組合は、平成 9 年 10 月から現在に至るまで、両施設の使用料を市にまったく支払っていない。

そうであるにもかかわらず、市が組合に対し、民事裁判による未払使用料の請求、及び明渡請求等の法的強制力を伴う手続きを行わず放置しているため、組合が両施設を無償で使用している状態が継続している。

決められた使用料を支払っていないにもかかわらず、組合に産業施設の使用を続けさせている現状は、使用料の徴収を行って適切に産業施設を管理することを怠り、事実上市有の産業施設を無償貸与して市に損害を与えているものであって違法である。

したがって、市長野田義和に、組合に対する民事裁判により未払使用料の請求及び産業施設の明渡請求等の法的強制力を伴う手続きを行うなど、適切な措置を講じるよう勧告することを求める。

## 第 2 多額の貸付金の返還請求を怠っている

1 東大阪は、下記のとおり、組合との間で金銭消費貸借契約を締結し、組合に対し合計 2,000 万円を貸し付けた。

### 記

#### 平成 6 年契約

契約日	平成 6 年 4 月 28 日
金額	10,000,000 円
償還期限	8 年（据置期間含む）
据置期間	1 年
利息	無利息

平成 9 年契約

契約日 平成 9 年 3 月 28 日  
金額 10,000,000 円  
償還期限 8 年（据置期間含む）  
据置期間 1 年  
利息 無利息  
連帯保証人 東大阪市同和事業促進蛇草地区協議会  
会長 [REDACTED]

2 組合は、平成 23 年 6 月 7 日現在において、合計 1,011 万円を市に返済したが、計 989 万円を未だ返済していない。

上記 の消費貸借契約上は、平成 1 8 年までに合計 2,000 万円全額を返済するべきであるにもかかわらず、現在に至っても尚、989 万円もの未払いが残っている。

市は、組合への償還請求・強制執行・保証人に対する履行請求等を行って、適切に市の財産である貸金債権を管理すべきであるのにこれを怠り、市に元金 989 万円及び期限後の遅延損害金相当額の損害を与えているのであって、かかる市の行為が違法であることは明らかである。

したがって、市長野田義和に、民事裁判手続により、組合に対し金 989 万円及び遅延損害金の支払請求を行うよう勧告することを求める。

第 3 年間 1,000 万円以上の不法な営業取引を行っている

1 東大阪市は、組合から、市立保育所及び市立養護老人施設の給食の材料として、年間約 1,000 万円の食材を購入している。

しかしながら、組合は数年間にわたって事務所に看板も上げておらず、シャッターが閉まった状態であり、休眠状態にある。かかる休眠状態の団体から保育所や養護老人施設の給食に使用する食材を購入することは、万が一食中毒が発生した場合に損害回復が困難であるなど、食材の利用者を極めて大きな危険に晒すものである。

さらに、組合員でない東大阪市が、組合の事業を利用して食材を購入する行為は、消費生活協同組合法第 12 条第 3 項・第 4 項に抵触する違法な行為に当たる。

したがって、市長野田義和に対し、今後は組合から食材の購入等の取

引を行わないよう勧告することを求める。

- 2 組合に対する未払代金債務が残っている場合は、上記第1の未払使用料債権ないし上記第2の貸金債権と相殺することが、最も簡易かつ強力な回収方法である。

にも関わらず、これを行わないまま組合からの、上記第1ないし第2の債権を未収のまま放置することは、適正な財務管理とは到底言えず違法である。

よって、市長野田義和に対し、上記第1ないし第2の債権と、組合に対する代金債権を相殺するよう勧告することを求める。

### 事実証明書

- 1 使用許可書（平成6年6月1日付）
- 2 使用許可書（平成7年7月18日付）
- 3 東大阪市営産業施設代表者変更届（蛇草第4事業所 第7号）
- 4 東大阪市営産業施設代表者変更届（蛇草第4事業所 第8号）
- 5 蛇草地区消費生活協同組合設備資金貸借契約書  
(平成6年4月28日付)
- 6 部落解放蛇草地区消費生活協同組合設備資金貸借契約書  
(平成9年3月28日付)
- 7 蛇草地区消費生活協同組合設備資金貸付金償還計画及び償還状況
- 8 蛇草地区消費生活協同組合設備資金貸付金の償還計画に基づく返済について（通知）

### 第2 請求の受理

本件請求は、所定の要件を具備しているものと認め、平成23年7月18日付でこれを受理した。

### 第3 監査の実施

本件請求について、地方自治法（以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき、次のとおり監査を実施した。



## 1 監査対象事項

請求人より提出された請求の要旨中、「第 1 市有財産の使用料を徴収しないまま放置している」を《請求項目 1》とし、「第 2 多額の貸付金の返還請求を怠っている」を《請求項目 2》とし、「第 3 年間 1,000 万円以上の不法な営業取引を行っている」を《請求項目 3》とする。

### 《請求項目 1》

請求人より第 1 点目として、「市が、組合に対し明渡請求等の法的措置を行わず放置している」との主張があった。

このことから、「財産の管理を怠る事実の有無について」を監査対象とした。

請求人より第 2 点目として、「決められた使用料を支払っていないにもかかわらず、組合に産業施設の使用を続けさせている現状は、使用料の徴収を行って適切に産業施設を管理することを怠り、事実上市有の産業施設を無償貸与して市に損害を与えているものであって違法である。」との主張があった。

このことから、市営産業施設の使用料の徴収を対象として「公金の徴収を怠る事実の有無について」を監査対象とした。

### 《請求項目 2》

請求人より「市は、組合への償還請求・強制執行・保証人に対する履行請求等を行って、適切に市の財産である貸金債権を管理すべきであるのにこれを怠り、市に元金 989 万円及び期限後の遅延損害金相当額の損害を与えているのであって違法である。」との主張があった。

このことから、組合に対して市が貸し付けている「設備資金貸付金に係る債権の管理を怠る事実の有無について」を監査対象とした。

### 《請求項目 3》

請求人より「休眠状態の団体から保育所や養護老人施設の給食に使用する食材を購入することは、万が一食中毒が発生した場合に損害回復が困難であるなど、食材の利用者を極めて大きな危険に晒すものである。

さらに、組合員でない東大阪市が、組合の事業を利用して食材を購入する行為は、消費生活協同組合法第 12 条第 3 項・第 4 項に抵触する違法な行為に当たる。」との主張があった。

ところで、住民監査請求における監査対象は法第 242 条第 1 項の規定により「普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は普通地方公共団体の職員について、違法又は不当な財務会計上の行為及び一定の怠る事実である。

具体的には、公金の支出 財産の取得、管理又は処分 契約の締結又は履行 債務その他の義務の負担がこれに該当する。なお、これらの行為がなされることが、相当の確実さをもって予想される場合も含まれるものである。また、違法又は不当な財務に関する怠る事実としては、公金の賦課又は徴収を怠る事実 財産の管理を怠る事実が該当する。」(逐条地方自治法(松本英昭著)945頁)とされている。

このように、違法又は不当な財務会計上の行為により当該普通地方公共団体に損害を生じさせる行為、又は確実に損害を与えることを予見できる行為をもって監査対象とするべきところ、《請求項目3》に関しては、行為は市と組合との間の商業活動であり、請求人より「万が一食中毒が発生した場合に、損害回復が困難であるなど、食材の利用者を極めて大きな危険に晒す。」との主張であるが、市と組合との間の商業活動をもって、財務会計上、市に損害を生じさせる行為又は確実に損害を与えることを予見できる行為とは認められないところから、監査の対象とはしない。

## 2 監査対象部局

経済部(商業課)、市民生活部(消費生活センター)

## 3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、本件請求人に対して新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から陳述しない旨の届け出があったので陳述は実施しなかった。また、新たな証拠の提出もなかった。

## 4 関係人に対する事情聴取

平成 23 年 7 月 28 日に経済部、市民生活部から事情聴取を行った。

# 第 4 監査の結果

## 1 事実確認

措置請求に基づき、監査対象部局から関係資料の提出を受けるとともに、

本件に関する事情聴取を行い次のことを確認した。

### 《請求項目 1》

請求人が事実証明書として提出している平成 6 年 6 月 1 日付及び平成 7 年 7 月 18 日付「使用許可書」により、東大阪市営産業施設蛇草第 4 事業所（以下、「第 4 事業所」という。）第 7 号及び第 8 号の 2 ヶ所の事業所のうち、第 4 事業所第 8 号については平成 6 年 6 月から、また、同第 7 号については平成 7 年 7 月から組合に対し貸し付けていることを確認した。

#### 東大阪市営産業施設について

東大阪市営産業施設は、市の産業の育成及び振興を図るため、「東大阪市営産業施設条例」に基づき設置されている。事業所については東大阪市営荒本第 1 事業所から第 6 事業所、同蛇草第 1 事業所から第 4 事業所までの合計 10 ヶ所あり、第 4 事業所はそのうちの 1 事業所である。

（第 4 事業所第 7 号及び第 8 号の使用料）

第 4 事業所第 7 号及び第 8 号の使用料は、まず第 8 号については平成 6 年 6 月分から同年 10 月分までは月額 1 万 1,992 円、平成 6 年 11 月分から平成 7 年 3 月分までは月額 1 万 6,200 円、平成 7 年 4 月分から平成 8 年 3 月分までは月額 2 万 500 円、平成 8 年 4 月分以降は月額 2 万 4,700 円に改定され、現在の使用料は同額である。

次に第 7 号については、平成 7 年 7 月分から平成 8 年 3 月分までは、月額 2 万 500 円、平成 8 年 4 月分以降は 2 万 4,700 円に改定され、現在の使用料は同額である。

#### 使用料の納付状況について

（1）第 4 事業所第 7 号

第 4 事業所第 7 号の使用料に関しては、使用を開始した平成 7 年 7 月分から平成 8 年 1 月分までの 7 ヶ月分 13 万 2,258 円（平成 7 年 7 月分については日割り計算）が平成 8 年 2 月に納付され、平成 8 年 2・3 月分はそれぞれ 2 万 500 円が各月に、また、平成 8 年 4・5 月分 4 万 9,400 円は平成 9 年 1 月に納付された。さらに、平成 8 年 6 月分から平成 9 年 3 月分までの 10 ヶ月分 24 万 7,000 円は平成 9 年 3 月に納付され、平成 9 年 4 月分 2 万 4,700 円は平成 10 年 6 月に、また、平成 9 年 5・6 月分 4 万 9,400 円は平成 12 年 7 月に納付された。平成 9 年 7 月分以降の使用料は滞納となっている。

これまでに納付された使用料の合計額は、54万3,758円である。

(2) 第4事業所第8号

第4事業所第8号の使用料に関しては、使用を開始した平成6年6月分1万1,992円は同年6月に、同年7月分から同年10月分までの4ヶ月分4万7,968円は同年10月に、また同年11月分から平成8年1月分までの15ヶ月分28万6,000円は平成8年2月に納付された。平成8年2・3月分はそれぞれ2万500円が各月に、平成8年4・5月分4万9,400円は平成9年1月に納付された。さらに、平成8年6月分から平成9年3月分までの10ヶ月分24万7,000円は平成9年3月に、平成9年4月分2万4,700円は平成10年6月に、また、平成9年5・6月分4万9,400円は平成12年7月に納付された。

平成9年7月分以降の使用料は滞納となっている。

これまでに納付された使用料の合計額は、75万7,460円である。

**使用料の滞納額について**

第4事業所第7号及び第8号の平成9年7月分以降の使用料は滞納されており未納である。各月の使用料が月額2万4,700円であるところから、平成9年7月分から平成23年7月分までの未納使用料は、第7号・第8号とも、169ヶ月分でそれぞれ417万4,300円となる。また、第7号と第8号の2ヶ所の事業所分を合計すると834万8,600円となっている。

**施設の利用状況について**

組合は、消費生活協同組合の事業を利用目的として、市営産業施設の貸付を受けている。

事業所には、「コープながせ」と表示した看板が掲げられていることは、平成23年8月8日に現地において確認した。

また、商業課より、「職員が平成23年2月に同施設内の状況を確認したところ、冷蔵陳列棚、陳列棚、冷蔵庫等の事業用の物品並びに応接セット、大型クーラー、電気ストーブ、湯沸かし器等の什器が設置されていたものの、使われていなかった。」との説明があった。

**組合との対応について**

**(平成20年度までの対応)**

施設の使用料に関しては、たびたび使用料の滞納があり数ヶ月分をまとめて納付されることもあったが、平成9年7月以降は両事業所とも支払われて

いない。

この間、組合への使用料の請求に関しては、商業課より「平成 15 年度までは納付書を渡していたが、それ以降については、組合と施設の明け渡しを含めた協議を行っていた経過の中で中断していた。」との説明があった。

また、請求人の主張である「市が組合に対し、民事裁判による未払使用料の請求、及び明渡請求等の法的拘束力を伴う手続きを行わず放置している。」に対して、商業課より「法的強制力を伴う手続きは、当時の組合の資力が十分ではなく強制執行の手続きをとったとしてもその費用を回収できる見込みがなかったため、できなかった。」との説明があった。

#### **（平成 21 年度の対応）**

商業課より「市営産業施設の施設利用に伴う諸課題の解決のためには、地域住民の理解と協力が重要であり、「東大阪市営産業施設使用許可委員会」を設置するため平成 21 年 6 月に「東大阪市営蛇草産業施設使用許可委員会設置要領」を施行し、産業施設使用適正化に取り組んでいる。」との説明があり、「東大阪市営産業施設使用許可要綱」及び「東大阪市営蛇草産業施設使用許可委員会設置要領」の提出を受けた。

#### **（平成 22 年度以降の対応）**

商業課より「平成 22 年 5 月に市営蛇草産業施設使用許可委員会委員の委嘱を行い、平成 22 年 7 月に同使用許可委員会を開催している。また、平成 23 年 2 月にも同使用許可委員会を開催し、今後の適正な使用許可の取扱い等を協議した。」また、「平成 23 年 2 月以降、組合理事と施設の返還及び未納使用料の分割による納付計画について協議を進めている。施設の利用実態等を把握し、使用許可の取り消しなど法的措置を含めて検討していく。」との説明があった。

経済部としては、「市営産業施設使用料の徴収を適切に行うため、部として統一的な手順を定める（仮称）経済部産業施設使用料収納マニュアルを策定中である。」との説明があった。

#### **《請求項目 2》**

請求人が事実証明書として提出している平成 6 年 4 月 28 日付及び平成 9 年 3 月 28 日付「蛇草地区消費生活協同組合設備資金貸借契約書」により、東大阪市は組合に対し、平成 6 年 4 月に 1,000 万円、平成 9 年 3 月に 1,000

万円を貸し付けていることを確認した。

また、請求人が事実証明書として提出している平成 23 年 4 月 1 日付「蛇草地区消費生活協同組合設備資金償還計画に基づく返済について」及び「蛇草地区消費生活協同組合設備資金貸付金償還計画及び償還状況」については、市民生活部消費生活センターが組合に対して、平成 23 年度分の貸付金償還計画を通知した資料であることを確認した。

### 経過

消費生活センターより「昭和 53 年に発足した組合に対し、市は平成 5 年度まで補助金を交付してきたが、平成 5 年度に見直しを行い、平成 6 年 4 月より補助金を廃止した。設備資金の貸付は、この補助金の交付に代えて、組合の事業の自立運営を促すことを目的としたものである。」との説明があった。

### 貸付内容について

平成 6 年 4 月 28 日付設備資金貸借契約書によると、第 1 条で 貸付金額は、1,000 万円 償還期間は 8 年（据置期間を含む） 据置期間は 1 年 償還方法及び償還期日は別紙償還年次表のとおり 利息は無利子 支払い場所は甲（東大阪市）指定の金融機関 と定めている。

同契約書第 2 条で貸付金の用途について「借り入れた金銭（以下、「貸付金」という。）を蛇草地区生活協同組合の自立運営に必要な設備資金として使用しなければならない。」と定めている。

また、第 5 条では、貸付金の償還命令として「甲（東大阪市）は、次の各号に該当したと認めるときは、乙（組合）に対し、相当の期間を定めて貸付金の金額（すでに貸付金の一部を償還しているときは、その額を控除した額）の償還を求めることができる。(1)消費生活協同組合の運営を中止したとき。(2)第 2 条の規定に違反したとき。」と定め、組合が消費生活協同組合の運営を中止した場合又は、組合が貸付金の用途等を違反した場合には、残っている貸付金の償還を求めることができることを定めている。

平成 9 年 3 月 28 日付設備資金貸借契約書によると、契約条項の内容は平成 6 年 4 月 28 日付の契約書の各条文の内容とほぼ同じものを掲げているが、第 1 条で償還期間及び償還期日を 1 年据置、年 4 回払いの 28 回とし、第 6 条では、新たに連帯保証人の規定を定めている。

平成 6 年 4 月 28 日付及び平成 9 年 3 月 28 日付の 2 件の設備資金貸借契約書において、償還期限は定めているが、期限の利益喪失条項や償還期限経過

後の遅延損害金についての条項は定めていない。

#### 償還状況等について

平成6年4月28日付設備資金貸借契約書に添付された償還年次表によると、1年間の据置後、平成14年3月末に償還終了の予定であった。

償還計画は、次表のとおりである。

(単位：万円)

年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
償還予定額	36	60	120	150	170	200	264
償還未済額	964	904	784	634	464	264	0

また、平成9年3月28日付設備資金貸借契約書に添付された償還年次表によると、1年間の据置後、平成16年12月末に償還終了の予定であった。

償還計画は、次表のとおりである。

(単位：万円)

償還回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目
償還予定額	35	35	35	35	35	35	35
償還未済額	965	930	895	860	825	790	755
償還回数	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目	13回目	14回目
償還予定額	35	35	35	35	35	35	35
償還未済額	720	685	650	615	580	545	510
償還回数	15回目	16回目	17回目	18回目	19回目	20回目	21回目
償還予定額	35	35	35	35	35	35	37
償還未済額	475	440	405	370	335	300	263
償還回数	22回目	23回目	24回目	25回目	26回目	27回目	28回目
償還予定額	37	37	37	37	37	37	41
償還未済額	226	189	152	115	78	41	0

(償還第1回目は平成10年3月より開始し、第28回目は平成16年12月の予定であった。)

#### (平成16年度までの貸付金償還状況について)

消費生活センターによると「2,000万円の設備資金貸付金の償還状況については、平成16年12月には償還終了となる予定であるところ、平成6年度貸付分については、償還済額386万円、償還未済額は614万円であり、また、平成8年度貸付分については、償還済額275万円、償還未済額は725万円であり、貸付額2,000万円に対して、償還済総額は661万円、償還未済総額は

1,339万円であった。」との説明があった。

(平成17年度以降の償還計画の見直しについて)

設備資金貸付金の償還計画の見直しが必要となったことから、市は組合に対し、新たな償還計画の提出を求め、平成17年8月31日付で組合は、理事長名で東大阪市長に対し、見直し後の償還計画を提出し、同年9月に市はこれを承認している。承認した償還計画は、次表のとおりである。

(単位：万円)

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
償還予定額	50	50	70	70	100	200	200
償還未済額	1,289	1,239	1,169	1,099	999	799	599
年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度				
償還予定額	200	200	199				
償還未済額	399	199	0				

その後の償還状況について

消費生活センターより、その後の償還状況について、以下のとおり説明があり、会計証票等により償還金が市に納付されていることを確認した。

現在の償還状況は、次表のとおりである。

(単位：万円)

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
償還済額	50	25	85	55	65	60	20
償還未済額	1,289	1,264	1,179	1,124	1,059	999	979

(平成23年度は4月分から7月分までの4ヶ月分)

平成17年度以降は、年間50万円から70万円の償還を行い、平成21年度以降は年間100万円を償還する計画であったが、平成22年度末時点では、1,001万円の償還で、償還未済額は999万円となっている。

なお、平成20年度以降は年間約60万円(月額5万円)を定期的に償還しており、平成23年度については、8月末現在、20万円の償還で、償還未済額は979万円となっている。



## 2 判断

### 《請求項目1》

請求人は「市が組合に対し明渡請求等の法的措置を行わず放置している」と主張している。

以下、「財産の管理を怠る事実の有無について」を判断する。

#### 財産の管理を怠る事実の有無について

市は、組合が第4事業所第7号及び第8号について「消費生活協同組合」を利用目的として使用許可申請を行ったことから、同事業所第8号については平成6年6月に、また同事業所第7号については、平成7年7月にそれぞれ使用許可を行い、その後、現在に至るまで使用許可は継続している。

請求人は、「明渡請求等の法的措置」を求めているところであるが、市の使用許可により組合は施設の占有を行っているものであり、組合に対し明渡請求等の法的措置を行っていないことをもって、財産の管理を怠る事実があるとは判断できない。

請求人は、「決められた使用料を支払っていないにもかかわらず、組合に産業施設の使用を続けさせている現状は、使用料の徴収を行って適切に産業施設を管理することを怠り、事実上市有の産業施設を無償貸与して市に損害を与えているものであって違法である。」と主張している。

以下、「公金の徴収を怠る事実の有無について」を判断する。

#### 公金の徴収を怠る事実の有無について

第4事業所第7号及び第8号の使用料は、平成9年7月分以降滞納されており、平成23年7月分までの未納使用料の総額は834万8,600円である。

これまで、施設の明け渡しを含めた使用料の支払計画について協議を進めていたとはいえ、組合への使用料の請求に関して、「平成15年度までは納付書を渡していたが、それ以降については、組合と施設の明け渡しを含めた協議を行っていた経過の中で中断していた。」という対応は、受益者負担の公平、公正性を図るべき行政として誠に遺憾であると考える。

しかしながら、平成22年度以降、経済部において「東大阪市営蛇草産業施設使用許可委員会」を設置し、地元精通者や地元自治会役員を委員に委嘱し、市営産業施設の使用許可問題等について課題の整理に努めている。組合理事と施設の返還及び滞納使用料の分割による納付計画の協議を進めている。施設の利用状況等を把握し使用許可の取消しなど法的な措置の検討

を進めている。」などの対応を行っているとの説明があり、これらのことを斟酌すると、現時点において違法又は不当に公金の徴収を怠っていると判断することはできない。

## 《請求項目2》

請求人は「市は、組合への償還請求・強制執行・保証人に対する履行請求等を行って、適切に市の財産である貸金債権を管理すべきであるのにこれを怠り、市に元金 989 万円及び期限後の遅延損害金相当額の損害を与えているのであって違法である。」と主張している。

そこで、「設備資金貸付金に係る債権の管理を怠る事実の有無について」を判断する。

### 設備資金貸付金に係る債権の管理を怠る事実の有無について

市は組合に対し、設備資金として合計 2,000 万円を無利子で貸し付けている。

平成 6 年 4 月及び平成 9 年 3 月に貸し付けられた計 2,000 万円の設備資金貸付金については、組合はたびたび償還を滞り、償還計画どおりの償還は行われていない。

ところで、法第 240 条第 2 項及び第 3 項では、債権の管理について、普通地方公共団体の長は、督促、強制執行、その他その保全及び取り立てに関し必要な措置をとらねばならないとする一方、徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債権の免除を行うことができるとしている。

その趣旨は、「普通地方公共団体の長としては、その債権の保全及び取り立てに関し適宜必要な措置をとることが求められるが、他方、債務者が債務を履行しない場合であっても、直ちに債権者の権利を行使することだけが必ずしも合理的な債権管理ではないことから、個別の事情に応じて、合理的な裁量により適切な対応が求められる。」と解される。

今回の設備資金貸付に関しては、組合の自主運営を確保することが目的で、このため設備資金貸借契約書において利息は無利息とし、また償還期限は定めているものの、期限の利益喪失条項や償還期限経過後の遅延損害金については定めていない。

組合は、償還計画の履行が困難なことから平成 17 年に貸付金償還の変更計画を市に対し提出し、市はこれを承認している。その後も、償還は行われ、

平成 20 年度以降は年間約 60 万円（月々 5 万円）の償還が計画的に行われている。従って、本件に関し市は、設備資金貸付金に係る債権の管理を怠る事実があるとは判断できない。

### 3 結 論

上記の判断から、請求人の主張には理由がないので請求を棄却する。

なお、本件請求に関する監査結果を通じて、次のとおり意見を申し述べる。

#### 意見

##### 公有財産の管理について

本件部落解放蛇草地区消費生活協同組合にかかる諸問題に関しては、以前より東大阪市議会において幾度か問題点がとりあげられてきた経過がある。

本件に関し市民より住民監査請求が出されるまでもなく、市において、この事案の解決が今日まで行われていないことは誠に遺憾であると考える。

今回の監査対象となった市営産業施設の滞納使用料については、組合に支払計画の提出を求め、使用料の徴収に取り組みられるとともに、適切な公有財産の管理に取り組みたい。

今後、市長自ら率先して関係部局に指示をされ、本件への対応が速やかに実効性をもって実施されることを強く望むものである。